第２号様式（第９条関係）

　収入印紙

三重県医師修学資金借用証書

金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　上のとおり正に借用し、金員（年度分）を受領しました。ついては、次の特約条項を厳守します。

年　　月　　日

三重県知事　宛て

申請者（本人）住所　〒

氏名

決定番号　　　　　　　　　－

電話番号（携帯）

メールアドレス

連帯保証人　　住所

氏名

電話番号（携帯）

特約条項

　　申請者（以下「甲」といいます。）は、修学資金の貸与に関し、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「条例」といいます。）及び三重県医師修学資金貸与規則（以下「規則」といいます。）の規定並びに次の条項を遵守することを確約します。

　　（借入金の返還免除）

　第１条　甲は、条例に基づき、三重県知事（以下「乙」といいます。）に対して、貸与を受けた修学資金（以下「借入金」といいます。）の返還及び利息（延滞利息を含みます。）の支払の全部又は一部の免除について申請ができるものとします。

　　（借入金の返還）

　第２条　甲は、規則に基づき、次の各号のいずれかに該当し返還を請求された場合には、借入金の額に、貸与を受けた日の翌日から第１号に規定する場合は大学を退学した日、第２号に規定する場合は乙が同号に規定する事由を認めた日、第３号に規定する場合は医師免許取得の日（医師免許取得の日までに同号に規定する事由が発生した場合は、乙が同号に規定する事由を認めた日）、第４号に規定する場合は同号に規定する事由が確定した日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を乙の定める日までに返還するものとします。

　　(１)　規則第10条第１項第１号の規定により、乙が貸与の決定を取り消したとき。

　　(２)　規則第10条第１項第２号から第７号までの規定により、乙が貸与の決定を取り消したとき。

　　(３)　修学資金の貸与の目的を甲が達成する見込みがなくなったと乙が認めたとき。

　　(４)　大学を卒業する日の属する年度及び大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度に実施される医師法（昭和23年法律第201号）第９条に規定する医師国家試験に合格せず、医師免許を取得することができなかったとき。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由によると知事が認めた場合は、この限りではない(平成21年４月以降の貸与決定者を対象とします。)。

　２　甲は、正当な理由がなく借入金を前項の乙の定める日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成26年三重県条例第２号）第７条の規定により計算した延滞利息を支払うものとします。

　　（届出）

　第３条　甲は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、10日以内に乙に届け出るものとします。

　　(１)　大学を退学し、休学し、若しくは復学し、又は停学の処分を受けたとき。

　　(２)　臨床研修を開始したとき及び臨床研修先に変更があったとき。

　　(３)　修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

　　(４)　大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

　　(５)　氏名又は住所を変更したとき。

　　(６)　キャリア形成プログラムに基づき勤務する医療機関の業務に従事したとき又は勤務先に変更があったとき。

　　(７)　連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

　２　甲は、条例第２条第２項第２号に規定する医学に関する専門知識の修得を目的とする修学を行う場合（規則第13条の３第２項の規定による知事の承認を受けた場合を除きます。）は、医学に関する専門知識修得計画書を当該修学を行う３月前までに乙に提出するものとします。

（医師業務従事の中断期間等の申請）

　第３条の２　甲は、条例第２条第２項第２号に規定する医学に関する専門知識の修得を目的とする修学を行う場合であって、同号に規定する２年間の限度を超えて医師業務従事の継続性を中断しようとするときは、医学に関する修学のための中断期間等承認申請書（第３号様式の２）をその中断の開始を希望する日の３月前までに乙に提出するものとします。

　　（連帯保証人）

　第４条　保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と保証人の間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負うものとします。

　２　甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとします。

　３　乙は、保証人の変更に関し甲から請求があり、適当と認めるときはこれを変更するものとします。

　４　甲又は保証人は、乙が他の保証人につき免除又は変更を行っても異議を申し立てないものとします。

　５　保証人は、資金の返還の期日及び方法につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てないものとします。

　　（合意管轄）

　第５条　この契約に関する訴訟については、津市を管轄する裁判所を、ｋ管轄裁判所とすることに合意します。

　添付書類

所属する学年を記載した在学証明書（初年度は除きます。）、申請者及び連帯保証人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の

写し